

令和6年6月以降の入院時の食事に関する取扱について

令和6年6月以降、入院時の食事に関する取扱を以下のとおり変更して運用することとなりましたので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 入院時食事療養費自己負担額の引き上げ

食材費等の高騰を踏まえ、厚生労働省の定めにより入院時の食費の自己負担額は次のとおり引き上げられることとなりました。(離乳食やミルク、流動食も同額)

	区 分	1食あたりの食事代		お願い
		令和6年5月31日 まで	令和6年6月1日 から	
A	一般の方(B、C、Dのいずれにも該当しない者)	460円	<u>490円</u>	-
B	指定難病患者(低所得者以外※1)	260円	<u>280円</u>	区分 B~D の方は、窓口へ「医療受給者証」または「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をお願いします。
C	小児慢性特定疾病児童等(低所得者以外)※1	130円	<u>140円</u>	
D	低所得者(住民税非課税)※2	過去1年間の入院期間が90日以内	<u>230円</u>	
		過去1年間の入院期間が90日超	<u>180円</u>	

※1 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等に該当の方は、あらかじめ、保健所で手続の上、入院時に「医療受給者証」のご提示をお願いします。

※2 低所得者に該当の方は、あらかじめ、保険者(健康保険組合、市町村など)で手続の上、入院時に「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」のご提示をお願いします。

2. 食事締め切り時刻の変更

朝食(一般食)のみ次のとおり食事締め切り時刻を変更します。(内容の詳細は裏面をご参照ください。)

朝食の食事締め切り時刻	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
		前日の16:00

3. ミルクの食数算定方法の変更

容量に応じた算定方法からミルクの摂取回数に応じた算定方法へ変更します。(請求は1日3食までが上限)

《令和6年5月31日まで》

《令和6年6月1日から》

	1食	2食	3食
100ml未満	1~4回/日	5~8回/日	9回以上/日
100ml以上 200ml未満	1~3回/日	4~6回/日	7回以上/日
200ml以上	1~2回/日	3~4回/日	5回以上/日



1回の摂取で1食として算定

(例)

- ・ミルク 100ml×2回 → 2食
- ・ミルク 180ml×6回 → 3食

食事に関する取り扱いについて

- (1) 食事は、医療の一環として提供いたします。
それぞれの患者様の病状や発育に応じて必要な栄養量を補えるようにいたします。
- (2) 別紙の「食物アレルギーチェックリスト」を入院前日までに提出してください。
経管栄養（栄養剤のみ）の方は記入を省略できます。
- (3) 好き嫌いによる除去はできません。
味覚や食習慣の形成応じ、多彩な料理にふれられるように心掛けています。
- (4) 補食や乳児用ミルクも含めて、食品類の持ち込みはできません。
（治療上必要であれば、主治医から許可されます。）
- (5) 水分補給には、各病棟設置の患者用ウォーターサーバーの水をご利用いただけます。
次の物は当院で用意しています。
病院食：おはし・スプーン・フォーク・コップ・ストローなど
ミルク：哺乳瓶・乳首
- (6) 配膳時刻と食事締め切り時刻は次のとおりです。締め切り後の変更は応じられません。

①一般食

	配膳時刻	食事締め切り時刻
朝食	7 : 15	前日 15 : 00
昼食	11 : 30 ~ 12 : 00	当日 10 : 00
夕食	18 : 00	当日 15 : 00

②離乳食

	配膳時刻	食事締め切り時刻
1回食	一般食の昼食時	当日 10 : 00
2回食	1回目 一般食の昼食時 2回目 15 : 00	当日 10 : 00 当日 13 : 00

- (7) 食事負担金（490円/食）は、食事を準備したものに請求させていただきます。
負担金には、食材料費、人件費、水光熱費等も含まれ、額は国で定められています。
次の場合でも請求となりますので、ご了承ください。
- ① 好き嫌いや食欲不振、体調回復途上等で、食べられなかった場合
 - ② 締め切り時刻後に「外泊・外出届」の提出や退院決定があり、食べない場合
 - ③ ミルクを用意していたが、使用されなかった場合
- (8) ミルク・食品型栄養剤の食数は、次のとおり算定します。容量での区分はありません。
1回の摂取で1食を算定します。食事と併せても請求は1日3食までが上限です。

(例1) ミルク 100ml × 2回 → 2食

(例2) ミルク 200ml × 6回 + 離乳食 2回 → 3食

令和6年6月改訂

滋賀県立小児保健医療センター